

墓地の種類

墓地とは、「墓地埋葬等に関する法律」によって都道府県知事等が許可した区域とされ、許可を取得していない所に埋葬をすることはできません。

墓地には、

- ①公営墓地 ②寺院墓地 ③民間墓地
- があります。

①公営墓地は、市町村など地方自治体が設けるもので、公募によって使用者を募集します。応募にあたっては、「その公営墓地のある市町村に住んでいること」や「亡くなった方の遺骨がすでにあること」などの条件がつく場合が多いようです。

②寺院墓地は、寺院が檀家のために寺院の敷地内に設けるものですから、その寺院の檀家になることが前提となります。

③民間墓地は、宗教法人や財団法人が運営するもので、多くの場合、広い敷地を持ち公園のように整備されています。運営主体が宗教法人であっても、宗旨宗派は問われないことが多いようです。



公営墓地、寺院墓地、民間墓地の特徴

公営墓地	<ul style="list-style-type: none">●管理運営主体に安心感がある。●管理料、使用料が割安である。●宗旨宗派を問わない。●利用にあたっては、住居地などの制限がある。●競争倍率が高く、抽選になる場合もある。●墓石の大きさや形に制限がある場合が多い。
寺院墓地	<ul style="list-style-type: none">●その寺院の檀家になるため一体感が持てる。●手厚くまつて頂くことができる。●通常、寺院の境内にあるので管理面で安心できる。●市街地にある場合が多く、墓参に便利である。●檀家としてのつとめを果たす必要がある。●石材店は指定されている場合が多い。
民間墓地	<ul style="list-style-type: none">●宗旨宗派を問わない。●墓石の大きさや形が自由に選べる。●利用にあたっての資格制限がない。●広く明るく公園のように整備されている。●郊外にある場合が多く、墓参に不便である。●石材店は指定されている場合が多い。